

幸田だより

R4年11月号

11月の「行政相談コーナー」は、2日（水）
時間は、10時～正午です。
「使用済み天ぷら油」「乾燥生ごみ」の拠点回収日は毎週水曜日です。

熊本市配布文書 第15号

幸田まちづくりセンター【Tel:378-0202（月～金）※土・日・祝日は休み 〒861-4108 南区幸田2-4-1】

幸田総合出張所【Tel:378-0172（月～金）※土・日・祝日は休み】

幸田公民館・図書室・児童館【Tel:379-0211 月曜日は休み ※月曜が祝日休の場合は火曜が休館日です。】

【自主講座開設について】

◎令和5年度（2023年度）の自主講座開設の申請を受け付けます。下記の留意事項に沿って、提出をお願いします。

項目	開設基準
1 講座内容	初心者向けの学習を基本とする。
2 開設条件	熊本市自治基本条例に定める市民で、原則として、10人以上の講座生の在籍を必要とする。※10名未満の場合は、協議し、全員の総意があれば実施する。
3 開設期間	4月開講式から翌年3月閉講式まで（1年間）
4 月回数	同一講座の実施回数は原則2回までとする。
5 時間	学習時間は、原則として次の範囲内とする。ただし、延長も可能とする。 ① 午前9時から正午まで（3時間）② 午後1時から午後5時まで（4時間）③ 午後6時から午後9時半まで（3.5時間）
6 受講料	有料（講師謝礼金+使用料）÷受講生・自主講座自治会に加入して、年会費（1000円）を納入する。 講師謝礼金は主催講座の金額（1時間3000円）を超えない範囲とする。
7 自治会	受講生は、自主講座自治会に加入して、年会費（1000円）を納入する。
8 定員	講師と公民館（熊本市のガイドラインに沿って）で協議する。
9 講師の決定	①1年間の契約とし、人選は講座で協議決定する。② 公民館は講師依頼する。（講師の紹介も行う。）
10 会場確保	① 開設を希望する講座は、 <u>11月13日（日）までに公民館へ申請する。</u> ② 希望の部屋が重複した場合、当事者による抽選とする。③ 各部屋の午前・午後・夜における自主講座による占有率を60%までとする。
11 講座生募集	① 新人（はじめての方）優先に受け付ける。②受付をして、定員を超えた場合は、抽選とする。
12 講師規約	⑦同一公民館での講座は、2講座までとする。⑧1人の講師が担当する公民館は3公民館までとする。 ⑨ <u>講師の年齢上限は81歳とする。（今年度に限り・特例措置）</u>

【11月募集♪11月開催の主催講座♪】

主催講座

楽しいだけの運動教室



【期日】11月26日（土）

【時間】①午後3時～午後3時50分（小学1～2年生）

【対象】①小学1・2年生 ②小学3・4年生（各20人） ③午後4時～午後4時50分（小学3～4年生）【費用】無料

【持参物】運動のできる服装・タオル・水分補給の飲み物・室内用シューズ（上靴でも可）【締切】11月15日（火）必着

主催講座

足育講座（足の発育、発達や扁平足などによる足のトラブルに関する講話と予防改善）～運動プログラム～

【期日】11月27日（日）

【時間】午後2時～午後3時30分【費用】無料

【対象】小学生と保護者15組

【締切】11月16日（水）必着

【持参物】運動のできる服装・タオル・水分補給の飲み物・室内用シューズ（上靴でも可）・マスク着用



【申込】①～③のいずれかでお申し込みください。①往復はがき必着（126円）②はがき持参（63円）で窓口申込

③幸田公民館HPより（☆主催講座の受講に際し、公民館で配慮が必要な場合には、遠慮なくご相談ください。）